

MITSUBISHI CONNECT 利用規約

1. 定義

- 1.1. 当社：三菱自動車工業株式会社をいいます。
- 1.2. MITSUBISHI CONNECT：MITSUBISHI CONNECT 利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）に基づき、MITSUBISHI CONNECT の名称で、本会員及び MITSUBISHI CONNECT ユーザーに対して提供される情報通信サービスの総称をいいます。
- 1.3. 利用車両：MITSUBISHI CONNECT を利用することができる三菱自動車ブランドの車両をいいます。
- 1.4. 本会員：利用車両の所有者で本利用規約に基づき MITSUBISHI CONNECT の利用にかかる契約を当社との間で締結したものをいいます。
- 1.5. MITSUBISHI CONNECT ユーザー：本会員から利用車両において MITSUBISHI CONNECT を利用することを許諾されたものをいいます（MITSUBISHI CONNECT 会員は除きます）。
- 1.6. 個別サービス規約：本利用規約に加えて、当社が提供する MITSUBISHI CONNECT の各個別サービスに適用される条件を定めた規約をいいます。
- 1.7. MITSUBISHI CONNECT 利用契約：本利用規約に基づいて当社と本会員との間で成立する契約をいいます。
- 1.8. Mitsubishi Motors アプリ：当社が提供する MITSUBISHI CONNECT 専用のアプリケーションをいいます。
- 1.9. ID 等：MITSUBISHI CONNECT の利用に必要な ID 及びパスワードその他の認証情報をいいます。
- 1.10. 車両データ：MITSUBISHI CONNECT の利用にかかる利用車両に関する情報（車名、車体番号、自動車登録番号、登録年月日及び車載機の種類等）、走行状況に関する情報（エンジン回転数、アクセル及びブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報、所要時間、走行区間ならびに位置情報等）、車両状態に関する情報（警告表示等）をいいます。

2. 適用範囲

- 2.1. 本利用規約は、本会員及び MITSUBISHI CONNECT ユーザーによる MITSUBISHI CONNECT の一切の利用に適用されます。
- 2.2. 本利用規約と個別サービス規約の内容が異なるときは、個別サービス規約の内容が優先して適用されます。

3. 本利用規約の変更

- 3.1. 当社は、本利用規約をいつでも変更することができます。本利用規約を変更する場合は、本会員に対し、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及びその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
- 3.2. 前項の周知後も本会員が MITSUBISHI CONNECT を継続して利用する場合は、当該変更に同意したものとみなします。

4. MITSUBISHI CONNECT 利用契約

- 4.1. MITSUBISHI CONNECT を利用するためには MITSUBISHI CONNECT 利用契約を締結する必要があります。 Mitsubishi Motors アプリ上の申込みフォームに必要事項を記載し、当社に送信することにより行うものとします。
- 4.2. MITSUBISHI CONNECT 利用契約は、当社が前項に基づく利用の申込みを承諾し、本会員が MITSUBISHI CONNECT を利用できるようになったときに成立します。

5. MITSUBISHI CONNECT の利用

- 5.1. 本会員及び MITSUBISHI CONNECT ユーザーは MITSUBISHI CONNECT を利用することができます。
- 5.2. 本会員は、 MITSUBISHI CONNECT ユーザーに MITSUBISHI CONNECT の利用を許諾する場合、本会員は MITSUBISHI CONNECT ユーザーに対し、当該利用が本利用規約及び個別サービス規約の適用を受けられることを周知し、当該 MITSUBISHI CONNECT ユーザーに本利用規約及び個別サービス規約を遵守させるものとします。また本会員は MITSUBISHI CONNECT ユーザーによる MITSUBISHI CONNECT の利用について一切の責任を負うことを承諾します。

6. ID 等の管理責任

本会員は、自らの責任で、ID 等を管理するものとし、当該 ID 等を用いてなされた MITSUBISHI CONNECT の利用その他一切の行為につき責任を負うものとします。

7. 登録情報の変更

- 7.1. 本会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、決済情報その他当社への届出内容に変更があった場合、当社に対し、速やかに所定の変更届出を行うものとします。
- 7.2. 本会員が前項の届出を怠ったことによる損害及び不利益について、当社は一切責任を負いません。

8. 機器、通信

- 8.1. 本会員は MITSUBISHI CONNECT の利用に必要な車載機等の機器、アプリケーション等のソフトウェア及び通信環境を自己の責任及び負担において用意の上、維持し、管理するものとします。
- 8.2. MITSUBISHI CONNECT の利用によって生じる通信料及び接続料は本会員が負担するものとします。

9. MITSUBISHI CONNECT の内容

- 9.1. 本会員が利用可能な MITSUBISHI CONNECT の内容は別紙に定めるものとします。
- 9.2. 本会員が第三者から提供されるサービス（以下、「外部サービス」といいます。）を利用する場合は、本利用規約の他、個別サービス規約及び当該第三者が定める条件に従うものとします。
- 9.3. 当社は第三者から提供される外部サービス及び情報について一切責任を負いません。

10. MITSUBISHI CONNECT の中断

10.1. 当社は以下のいずれかの事由に該当する場合、本会員に事前に通知することなく MITSUBISHI CONNECT の全部又は一部の提供を一時的に停止することがあります。

- (1) MITSUBISHI CONNECT の提供に必要な設備及びシステムの保守、点検、修理を行う場合
- (2) 火災、停電、天災その他の緊急事態の発生により MITSUBISHI CONNECT の提供が困難な場合
- (3) 電気通信事業者の提供する通信サービスに障害が生じた場合
- (4) 運用上又は技術上の理由から MITSUBISHI CONNECT の提供の中断が必要となる場合
- (5) 法令又は政府機関の要請に基づく場合
- (6) その他 MITSUBISHI CONNECT の提供の中断が必要と当社が判断した場合

10.2. 当社は前項に基づく MITSUBISHI CONNECT の提供の中断によって本会員、MITSUBISHI CONNECT ユーザー又はその他の第三者が被った損害及び不利益について、当該損害等の発生が当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負いません。

11. MITSUBISHI CONNECT の変更及び終了

11.1. 当社は MITSUBISHI CONNECT の一部をいつでも変更又は終了することができるものとします。ただし、当該変更又は終了が本会員及び MITSUBISHI CONNECT ユーザーに重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、事前に変更及び終了の内容及び実施時期について、本会員及び MITSUBISHI CONNECT ユーザーに周知するよう努めるものとします。

11.2. 当社は本会員に事前に通知した場合、MITSUBISHI CONNECT の全部の提供を終了することができるものとします。

11.3. 当社は本条に基づく MITSUBISHI CONNECT の変更又は終了に関して、本会員及び MITSUBISHI CONNECT ユーザーに対して一切責任を負いません。

12. 提供エリア及び言語

MITSUBISHI CONNECT は日本国内において、日本語でのみ提供されます。

13. 利用料金の支払

13.1. 本会員は当社が別紙に定める MITSUBISHI CONNECT の利用料金（以下、「本利用料金」といいます。）を当社に支払うものとします。

13.2. 本会員は以下に定める方法により本利用料金を支払うものとします。なお、本会員とクレジットカード会社、金融機関等との間で紛争が発生した場合は、当該当事者において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

- クレジットカードによる支払

本会員は当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

13.3. 当社は理由のいかんを問わず本会員よりお支払いいただいた本利用料金の返還又は精算を一切行いません。

14. 損害賠償

- 14.1.** 本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーが MITSUBISHI CONNECT の利用によって第三者に損害を与えた場合、本会員は 自己の責任と負担において当該損害に関する紛争を解決するものとし
ます。
- 14.2.** 本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーが本利用規約に違反する行為又は不正もしくは違法な
行為によって当社に損害を与えた場合、当社は本会員に対して損害賠償を請求することができるも
のとし
ます。

15. 知的財産権の帰属

- 15.1.** MITSUBISHI CONNECT において提供される情報に関する著作権その他知的財産権（以下、「知的財
産権」といいます。）は当社又は当該情報に関する権利者である第三者に帰属します。
- 15.2.** 本会員は当社又は第三者の知的財産権を侵害しない義務を負い、知的財産権の権利者の承諾なく、
当該知的財産権を侵害する態様で MITSUBISHI CONNECT を利用してはなりません。

16. 個人情報の取扱い

当社は MITSUBISHI CONNECT に関して当社が取得した本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーの個
人情報及び車両データ（以下、総称して「個人情報等」といいます。）を、当社が別途定める MITSUBISHI
CONNECT プライバシーポリシー及び個人情報の保護に関する法律その他の適用法令に従い、適切に取り
扱うものとし
ます。

17. 利用車両の譲渡等

- 17.1.** 本会員は、第三者への譲渡又は毀損・滅失等により MITSUBISHI CONNECT の利用にかかる利用車
両を所有又は利用しなくなった場合、当社に MITSUBISHI CONNECT 利用契約の解約を届け出るも
のとし
ます。当該届出が当社に到達した時点で MITSUBISHI CONNECT 利用契約は当然に終了しま
す。
- 17.2.** 本会員が前項の届出をしていない場合であっても、本会員が MITSUBISHI CONNECT の利用にかか
る利用車両を所有又は利用しなくなったことを当社が認識したときは、当社は本会員への通知なし
に MITSUBISHI CONNECT 利用契約及び個別サービス規約に基づく契約を解約できるものとし
ます。
- 17.3.** 本条第 1 項に基づく届出を怠ったことにより、又は前項に基づく MITSUBISHI CONNECT 利用契約
及び個別サービス規約に基づく契約の終了により本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーに損
害及び不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。
- 17.4.** 本会員が本条に基づく MITSUBISHI CONNECT 利用契約及び個別サービス規約に基づく契約の終了
時に当社に対して債務を有する場合、本会員は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を当社に支払
うものとし
ます。
- 17.5.** 本会員は、MITSUBISHI CONNECT の利用にかかる利用車両を第三者へ譲渡又は貸与する等自己の
直接占有から離脱させる場合、自己の責任と負担において、車載機等に入力された個人情報等の全
てを所定の手続に従って消去するものとし
ます。万が一、本会員が所定の手続を経ずに、又は所定

の手續を正しく行わずに、車載機等に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、又は漏洩した場合であっても、当社は一切責任を負いません。

17.6. 本会員は、MITSUBISHI CONNECT の利用にかかる利用車両を所有又は利用しなくなった場合、当該利用車両の新たな所有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機又は当該車載機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。

17.7. 本会員は次の各号にあらかじめ同意するものとします。

- (1) 本会員が、MITSUBISHI CONNECT の利用にかかる利用車両を所有又は利用しなくなったにもかかわらず第 17.1 条に定める解約届を提出しない場合において、当該本会員が、当該利用車両の新たな所有者の同意なく当該利用車両の車載機又は当該車載機に蓄積されるデータにアクセスしたことにより新たな所有者又は第三者が被った損害又は不利益、これに起因し又は関連するトラブル、紛争等について、当社は一切責任を負わず、当該本会員が全ての責任を負うものとします。
- (2) (1)において、当該本会員が新たな所有者又は第三者に対し何らかの法的責任を負う場合、自己の責任と負担においてこれを処理し、当社に対し何ら請求を行わないものとします。

18. MITSUBISHI CONNECT 利用契約の解約

本会員は、MITSUBISHI CONNECT 利用契約の解約を希望する場合、当社所定の方法により当社に解約を届け出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。

19. MITSUBISHI CONNECT 利用契約の解除

19.1. 当社は、本会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本会員に対する何らの通知又は催告をせずに、MITSUBISHI CONNECT 利用契約を解除することができます。

- (1) 本利用規約又は個別サービス規約のいずれかに違反した場合
- (2) MITSUBISHI CONNECT 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
- (3) MITSUBISHI CONNECT を不正に利用した場合
- (4) MITSUBISHI CONNECT の運営を妨害した場合
- (5) 本利用料金の支払を遅滞し、又は拒否した場合
- (6) 法令又は公序良俗に違反する行為を行った場合
- (7) 第 22 条に違反する事実が判明した場合
- (8) その他当社が本会員を MITSUBISHI CONNECT 利用契約の当事者として不相当と判断した場合

19.2. 前項に基づき、MITSUBISHI CONNECT 利用契約が解除された場合、本会員は当社に対する債務があれば期限の利益を喪失し、直ちにその全額を当社に支払うものとします。

20. 禁止行為

20.1. 本会員は、MITSUBISHI CONNECT の利用にあたり、自己又は第三者をして次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) MITSUBISHI CONNECT の利用にあたり取得した情報を、私的利用の範囲を超えて複製し、又は営利目的で利用する行為

- (2) 私的利用の範囲を超えて第三者に MITSUBISHI CONNECT を利用させる行為
- (3) 第三者の権利を侵害する行為
- (4) MITSUBISHI CONNECT において提供される一切の情報及びソフトウェア（MITSUBISHI CONNECT を利用するためのアプリケーションを含みます。以下同様です。）の製品表示、著作権表示、その他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除又は変更する行為

21. 免責

21.1. 当社は、本利用規約又は個別サービス規約に明示的に規定されている場合を除き、MITSUBISHI CONNECT の目的適合性に対する黙示的な保証、MITSUBISHI CONNECT の品質、有用性又は性能に関する保証、コンピュータ、技術又はネットワークの性能に関する保証、MITSUBISHI CONNECT に関して提供する情報の正確性の保証その他一切の保証をするものではなく、MITSUBISHI CONNECT の利用に関して、本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーが被った損害又は不利益について一切責任を負いません。

21.2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本会員及び MITSUBISHI CONNECT ユーザーが MITSUBISHI CONNECT の全部又は一部を利用できないことにより被った損害又は不利益について、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、一切責任を負いません。

- (1) 本会員が当社に届け出た情報に誤りのある場合又は本会員が第 7 条に定める変更の届出を怠っている場合
- (2) 車載機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
- (3) 車載機その他周辺機器を正しく設置又は接続されていない場合
- (4) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
- (5) MITSUBISHI CONNECT の利用にかかる利用車両搭載のバッテリーの電圧低下又は車載機に電力が正常に供給されていない場合

22. 反社会的勢力の排除

22.1. 本会員は、自己（本会員が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます。）又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

22.2. 本会員は、自ら又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーもしくは第三者を通じて、直接的又は間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) MITSUBISHI CONNECT の利用に関する脅迫的な言動（自己又は MITSUBISHI CONNECT ユーザーが反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）又は暴力を用いる行為

- (4) 風説の流布、偽計もしくは威力による当社の信用の毀損又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

23. 権利義務の譲渡禁止

本会員は MITSUBISHI CONNECT 利用契約に関する契約上の地位又は権利もしくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

24. 紛争解決

本会員と当社との間で MITSUBISHI CONNECT 利用契約又は MITSUBISHI CONNECT の利用に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

25. お問い合わせ先

本利用規約、個別サービス規約及び MITSUBISHI CONNECT に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

[三菱自動車お客様相談センター]

フリーダイヤル 0120-324-860(日本国内のみ)

受付時間 9:30～12:30,13:30～17:00

(付則)

2021年10月28日 制定

2021年12月15日 改訂

2022年10月27日 改訂

2023年4月14日 改訂

2024年10月2日 改訂

2025年2月17日 改訂

別紙 - MITSUBISHI CONNECT の内容及び利用料金

1. MITSUBISHI CONNECT 基本パッケージ(注 1)

	サービス名称	サービス概要	利用料金
1.	SOS コール (エアバック展開時自動 通報機能付)	本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユー ザーの要請等により専門のオペレーター が関係機関等への出動要請を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 利用車両の初度登 録日から 5 年後の 初度登録日の前日 (以下、「無料期 間満了日」といい ます。)まで無料 (注 2) 無料期間満了日以 降、7,920 円/年 (税込) (注 3)
2.	セキュリティアラーム通 知	利用車両の不正開錠を検出した際に当該 情報を通知するサービス。	
3.	ドライブ見守り通知	本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユー ザーが設定した時間、エリア、スピード を超えての運転があった場合に通知する サービス。	
4.	リモートエアコン	Mitsubishi Motors アプリからリモート で空調を起動させるサービス。	
	(1) タイマーエアコン	設定した時間にエアコンを起動させるサ ービス。	
	(2) 今すぐエアコン	直ぐにエアコンを起動させるサービス。	
5.	充電管理	Mitsubishi Motors アプリからリモート で充電開始や充電予約を行うことができ るサービス。	
	(1) タイマー充電	設定した時間になると充電を開始するサ ービス。	
	(2) 今すぐ充電	直ぐに充電を開始するサービス。	
	(3) プラグ挿し忘れ通知	登録した地点で充電プラグが接続されて いない場合に通知するサービス。	
	(4) 充電完了通知	充電の完了を通知するサービス。	
6.	カーファインダー (駐車 位置確認)	Mitsubishi Motors アプリ上で車両の位 置を特定するサービス。	
7.	問い合わせサポート	本会員又は MITSUBISHI CONNECT ユー ザーが専用のオペレーターへ登録手順や Mitsubishi Motors アプリなどの使い方 を問い合わせできるサービス。	
8.	ドライブ履歴	Mitsubishi Motors アプリから走行距離 を確認できるサービス。	
9.	マイカーステータスチェ ック	Mitsubishi Motors アプリから車両の状 態を確認できるサービス。	

10.	自動ソフトウェアアップデート	通信によるソフトウェアアップデートサービス。
11.	リモートボイスコントロール	スマートスピーカーによる音声でのリモート操作サービス。
12.	リモートドアロック/アンロック	Mitsubishi Motors アプリからリモートでドアを施錠/解錠するサービス。
13.	目的地送信	Mitsubishi Motors アプリから予め車両に目的地を送信できるサービス。
14.	降車後ナビ	降車後も Mitsubishi Motors アプリで目的地までルート確認できるサービス。
15.	Google Maps Platform	車両で Google による目的地検索やストリートビュー、航空写真ビューが利用できるサービス。
16.	警告灯通知	車両の警告灯が点灯すると Mitsubishi Motors アプリに通知するサービス。
17.	閉め忘れ通知	ドアや窓の閉め忘れがあると Mitsubishi Motors アプリに通知するサービス。

(注1) ご利用車種や年式によっては一部ご利用いただけないサービスがあります。

(注2) 当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

(注3) 本会員が無料期間満了日まで MITSUBISHI CONNECT 利用契約の継続手続を実施しない限り、MITSUBISHI CONNECT 利用契約は当該無料期間満了日をもって終了となります。無料期間満了日以降、継続手続を実施された場合、本会員がキャンセル手続をしない限り自動更新となります。

2. 追加オプションサービス (注1)

	サービス名称	サービス概要	利用料金
1.	自動マップアップデート	通信による地図更新サービス。	<ul style="list-style-type: none"> 利用車両の初度登録日から1年後の初度登録日の前日（以下、「無料期間満了日」といいます。）まで無料（注2） 無料期間満了日以降、5,500円/年（税込）（注3）
2.	docomo in Car Connect	車内で Wi-Fi によるインターネット接続を可能にするサービス。	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は以下ウェブサイトをご確認ください

			https://docomo-icc.com/mitsubishiconnect/
--	--	--	---

- (注1) 追加オプションサービスを利用するには MITSUBISHI CONNECT 基本パッケージに加入する必要があります。MITSUBISHI CONNECT 基本パッケージを解約した場合、追加オプションサービスは自動解約（退会）になります。ご利用車種や年式によっては一部ご利用いただけないサービスがあります。
- (注2) 当該無料期間内のどの時点で利用開始手続(基本パッケージの加入)を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。
- (注3) 本会員が無料期間満了日まで継続手続を実施しない限り、当該無料期間満了日をもって終了となります。

MITSUBISHI CONNECT SOS コール利用規約

1. 定義

- 1.1 当社：三菱自動車工業株式会社をいいます。
- 1.2 本サービス：当社と株式会社日本緊急通報サービス（以下、「サービス提供者」といいます。）との間の契約に基づき、MITSUBISHI CONNECT の一部として、「SOS コール（エアバッグ展開時自動通報機能付）」の名称でサービス提供者がユーザーに対して提供する緊急通報サービスをいいます。
- 1.3 対象車両：本サービスに対応した車載機等を搭載し、かつ MITSUBISHI CONNECT SOS コール利用規約（以下、「本規約」といいます。）に基づいて当社に登録されている車両をいいます。
- 1.4 ユーザー：本規約に同意することにより本規約に基づく契約を締結した本サービスの利用者をいいます。
- 1.5 通報：緊急事態発生時に対象車両の車載機及び車載通信機（以下、「車載機等」といいます。）から発せられる車両位置等のデータ及び音声を含む通信をいいます。
- 1.6 関係機関：医療機関、警察、消防その他緊急事態の対応に際して連絡を行う機関をいいます。
- 1.7 緊急事態：以下の場合をいいます。
 - (1) 交通事故、急病その他の事由により対象車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
 - (2) 対象車両の乗員等の生命又は身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - (3) 交通事故等による物の損壊があった場合、又は火災が発生した場合
- 1.8 自動通報：エアバッグの展開等と連動して、車載機等から通報が自動的に発信されることをいいます。
- 1.9 手動通報：ボタンの押下等の手動の操作により、車載機等から通報が手動で発信されることをいいます。
- 1.10 ユーザー情報：氏名、住所等のユーザー自身に関する情報及び対象車両に関する情報等をいいます。
- 1.11 サービス開始操作：本サービスの利用を可能な状態とするためユーザーが当社指定の車載機等において行う所定の操作をいいます。
- 1.12 本条その他本規約で別段の定めがない限り、MITSUBISHI CONNECT 利用規約において定義された用語は、本規約においても同一の意味を有するものとして使用されるものとします。

2. 適用範囲

- 2.1 本規約は、ユーザー、ユーザー以外の対象車両運転者及び同乗者（以下、総称して「乗員」といいます。）による本サービスの利用に関する一切の行為に適用されます。

2.2 本規約は、MITSUBISHI CONNECT 利用規約の一部を構成するものとし、MITSUBISHI CONNECT 利用規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合は、本規約の定めが優先するものとし、本規約の内容が優先するものとします。

2.3 本規約に記載のない事項は MITSUBISHI CONNECT 利用規約が適用されます。

3. 本サービスの内容及び性質

ユーザーは次の各号の内容を理解し、これに同意したうえで本サービスを利用します。

- (1) 本サービスは、24 時間 365 日、緊急事態が発生した際に、車載機等からの通報を、ユーザー及び乗員の要請に基づき関係機関に接続するものです。
- (2) 前項の規定にかかわらず、通報において、エアバックの展開や音声その他の情報等から緊急事態が発生していると判断される場合、サービス提供者は、ユーザー又は乗員の要請によらず、関係機関に通報を接続する場合があります。
- (3) 本サービスは、ユーザー及び乗員の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止するものではなく、ユーザー及び乗員の生命及び身体の安全を保証するものではありません。
- (4) 車載機等からの通報が関係機関に接続されるまでには一定の時間を要します。
- (5) 本サービスによる関係機関への通報の接続及びそれに基づく関係機関による救急救助等の措置が、関係機関において優先的に取り扱われるものではありません。
- (6) 本サービスの利用においてサービス提供者に交通事故・火災等の緊急事態発生の実態を伝えることは道路交通法及び消防法等の関連適用法令により義務づけられている措置・通報の代替行為とならず、各適用法令に基づく法的義務が免除されるものではありません。ユーザー又は乗員は別途必要な措置及び通報を行う必要があります。
- (7) 本サービスの利用によって関係機関に接続がなされた後、当該関係機関からサービス提供者へ再接続の要請等がある場合、ユーザー又は乗員へ通話を接続する場合があります。
- (8) サービス提供者は、本サービスの利用による緊急通報の結果（関係機関への通報完了の有無、搬送先の関係機関、関係機関による救助措置、車両の保管状況及び移動先等）について報告を行いません。

4. 本サービスの利用料金

本サービスの利用料金は MITSUBISHI CONNECT 利用規約に基づく MITSUBISHI CONNECT の利用料金に含まれます。

5. 本サービスの契約締結日

本サービスの契約締結日は、MITSUBISHI CONNECT 利用契約が成立した日とします。

6. 本サービスの利用

- 6.1** ユーザーは、本サービスの申込後、サービス開始操作を行い、本サービスの利用が可能な状態になったことを確認します。
- 6.2** ユーザーは前項の確認が完了するまでは本サービスの利用ができないことを承諾します。

6.3 ユーザーは本サービスを利用するために必要な車載機等その他のあらゆる周辺機器等（アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、その他これらに準ずる機器を含み、以下同様です。）、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と負担において用意するものとします。

6.4 ユーザーは、前項の車載機等が正常に作動し、本サービスの利用が可能である状態を保持するものとします。

7. 本サービスの利用可能期間

本サービスの利用可能期間は、前条に基づくサービス開始操作を行い、本サービスの利用が可能になった時点から、MITSUBISHI CONNECT 利用契約が解約、解除又は期間満了により終了する時点までとします。

8. 変更の届出

ユーザーは、当社に届け出たユーザー情報の内容に変更が生じた場合は、当社が定める手続きに従い、速やかに変更の届出を行うものとします。

9. 提供エリア及び言語

9.1 本サービスの提供エリアは、全地球測位システム（GPS）が実際に利用可能な日本国内のエリアに限られます。

9.2 本サービスの提供は原則日本語で行います。

10. 人員及び担当業務

10.1 サービス提供者は、警備業法令に基づき必要な知識及び技能の教育を受けた警備員（オペレーター）を本サービスのためのオペレーション業務に従事させます。

10.2 本サービスに従事する警備員はヘルプネットオペレーションセンターにて専用の回線装置を使用して通報を受理し、関係機関に接続します。

10.3 本サービスにおいて通報を受ける警備員は原則一通報につき一名とします。

10.4 本サービスに従事する警備員は制服を着用します。

11. 本サービスの変更、終了及び中断

当社又はサービス提供者は、MITSUBISHI CONNECT 利用規約第 10 条及び第 11 条に基づき、本サービスの全部又は一部を変更もしくは終了し、又は本サービスの提供を中断する場合があります。

12. 免責

12.1 当社及びサービス提供者は前条に基づく本サービスの変更、終了又は中断に関してユーザー及び乗員に対して一切責任を負いません。

12.2 当社及びサービス提供者はユーザー又は乗員からの緊急通報を関係機関に接続した後の事象（救急車等の要請・出勤、車内での医療行為等）について一切責任を負いません。

12.3 当社及びサービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、ユーザー又は乗員が本サービスの全部又は一部を利用できないことにより被った損害又は不利益について、当社及びサービス提供者の故意又は重過失により生じた場合を除き、一切責任を負いません。

- (1) 交通事故等による強い衝撃や振動、又は異常な高温や低温、高湿度等に起因して、対象車両（車両積載のバッテリーを含みます。）、車載機等又はその他周辺機器等に損傷、又は故障、配線等の切断、もしくは電源の遮断等が発生し、正常に作動しなかった場合
- (2) 対象車両が、第9条に定める提供エリアの外（屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波が伝わりにくい場所を含みます。）にある場合
- (3) 関係機関又はサービス提供者への通報が一時に集中した場合
- (4) 対象車両の車両データ、当社に登録されたユーザーの個人情報、緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、通報発信の種別及び通報発信時刻等の情報の全部又は一部を当社及びサービス提供者が取得できなかった場合、又は取得した情報の内容に誤りもしくは誤差がある場合
- (5) 道路や建物等の地理的な条件や、関係機関の所轄に関する情報が新設、変更又は廃止され、その情報を当社及びサービス提供者が認知していない場合
- (6) 対象車両の自走によらない移動の直後（フェリーからの降船直後等）、長期間対象車両を使用していなかった直後等、車載機等に搭載されているGPS等を利用して得られた位置情報に誤り又は誤差がある場合
- (7) 当社に届け出られたユーザー情報の内容に誤りのある場合、又はユーザーが第8条に定めるユーザー情報の変更の届出を怠っている場合
- (8) 対象車両、車載機等又はその他周辺機器等が正しく設置もしくは接続されていない場合、又は故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、又はこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、又は本サービスの利用に障害となるような機能設定を行っている場合
- (9) 車載機等又はその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
- (10) 対象車両搭載のバッテリーの電圧低下、車載機等の電池切れ等、車載機等又はその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合
- (11) 車載機等又はその他周辺機器等の電源が入っていない場合

12.4 当社及びサービス提供者は、MITSUBISHI CONNECT 利用規約又は本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービスの目的適合性に対する黙示的な保証、本サービスの品質、有用性又は性能に関する保証、コンピュータ、技術又はネットワークの性能に関する保証、本サービスに関して提供する情報の正確性の保証その他一切の保証をするものではなく、本サービスの利用に関して、ユーザー又は乗員が被った損害又は不利益について一切責任を負いません。

13. 損害賠償

13.1 当社及びサービス提供者は、本サービスの内容又はその利用によりユーザー又は第三者が被った損害又は不利益に対し、当社又はサービス提供者の故意又は重過失により生じた場合を除き、一切責任を負いません。

13.2 本サービスの利用に関して、ユーザー又は乗員はサービス提供者、関係機関及び第三者に損害を与えないものとし、第三者に損害を与えた場合、ユーザーは 自己の責任と負担において当該損害に関する紛争を解決するものとし、

13.3 ユーザー又は乗員による行為によって当社及びサービス提供者に損害を与えた場合、当社及びサービス提供者はユーザーに対して損害賠償を請求できるものとし、

14. 契約の更新

本規約に基づく本サービスの利用契約に更新手続はありません。

15. 契約の変更

MITSUBISHI CONNECT 利用規約に基づく本サービスの内容変更又は MITSUBISHI CONNECT 利用規約もしくは本規約の変更に従って、本サービスに関する契約内容が変更される可能性があります。

MITSUBISHI CONNECT 利用規約又は本規約を変更する場合は、当該変更を行う旨、変更後の MITSUBISHI CONNECT 利用規約又は本規約の内容及びその効力発生時期を、事前に周知するものとします。

16. 契約の解除

本サービスは MITSUBISHI CONNECT 利用契約が有効に存続することを前提にしており、本サービスの利用契約のみを解約することはできません。本サービスの利用契約を解約又は解除する場合は、MITSUBISHI CONNECT 利用契約を解約又は解除する必要があります。MITSUBISHI CONNECT 利用契約の解約及び解除については、MITSUBISHI CONNECT 利用規約第 18 条及び第 19 条の定めに従います。

17. 個人情報等の取り扱い

17.1 当社及びサービス提供者は本サービスに関して当社が取得したユーザー又は乗員の個人情報等を当社が別途定める MITSUBISHI CONNECT プライバシーポリシー及び個人情報の保護に関する法律その他の適用法令に従い、適切に取り扱うものとし、

17.2 下記各号について本人の同意を取得の上、当該個人情報が適正に取得されたまたは取得されるものであることをユーザーは承諾します。

(1) 当社がサービス提供者に提供する車台番号、対応車両所有者の氏名、車両登録番号、車両製造者名、車両型式、車体色、上記以外に本サービス提供に必要な情報並びに対応車両から発信される緊急通報データ及び音声を含む個人情報をサービス提供者が取得すること並びにこれを記録及び録音することをユーザーは承諾します。

(2) サービス提供者が本サービス業務の遂行の為に前号の個人情報の全部または一部を利用し、これを関係機関へ提供することをユーザーは承諾します。

(3) 当社、サービス提供者及び関係機関が当社、サービス提供者及び関係機関における本サービスの改善もしくは向上、本サービスに係る従業員等の教育または本サービスの管理運営の目的で前各号の個人情報の全部または一部を利用すること及びこれを編集することがあり、その目的のために当社、サービス提供者及び関係機関に当該個人情報を提供することがあることをユーザーは承諾します。

18. 業務委託

- 18.1** サービス提供者は、以下の第三者（以下、「委託先」といいます。）に対して、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を委託することがあります。サービス提供者は、委託先に業務の全部又は一部が委託した場合においても、委託先を適切に指導・監督します。
- 18.2** 委託先は受託した本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を第三者に委託することがあり、この場合も前項と同様とします。

19. お問い合わせ先

本サービスに関するお問い合わせ等の窓口は以下のとおりです。

[三菱自動車お客様相談センター]

フリーダイヤル 0120-324-860(日本国内のみ)

受付時間 9:30～12:30,13:30～17:00

(付則)

SOS コール (HELPNET) サービスの提供者の名称・所在・代表者名

名称：株式会社日本緊急通報サービス

所在：〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目 21 番 13 号キーストーン赤坂ビル 5F

代表者：代表取締役社長 田中 勝也

個人情報保護管理者：業務部担当常務取締役

電話番号：03-6435-5289 提供の内容：本サービス提供に必要な業務及び警備業法第 2 条第 1 項第 4 号に定める業務